

○建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例施行規則

平成一三年八月二八日

仙台市規則第八二号

改正 平成一八年七月規則第七八号

平成一九年三月規則第六号

平成二六年一月規則第四号

平成二七年九月規則第一〇五号

平成二八年三月規則第四八号

令和二年一月規則第一号

令和六年二月規則第九号

建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例施行規則(平成四年仙台市規則第八十六号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この規則は、建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例(昭和四十年仙台市条例第二十一号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(周辺地区等)

第三条 条例第二条第二項第一号に規定する市長が別に定める区域は、別表第一に掲げる区域とする。

2 条例第三条に規定する市長が別に定める区域は、別表第二に掲げる区域とする。

(平一九、三・改正)

(適用除外建築物)

第四条 条例第四条第二項に規定する非特定用途に供する建築物で、市長が特に必要がないと認めたものは、次に掲げる建築物とする。

- 一 学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(大学を除く。)をいう。以下同じ。)又は学校の学生、生徒、児童若しくは幼児のための寄宿舎
- 二 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条第一項に規定する乳児院及び保育所
- 三 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第十八号に規定する電気工

作物に供する部分の床面積の当該建築物の延べ面積に対する割合が五十パーセント以上で、かつ、延べ面積から当該工作物に供する部分の床面積を除いた部分の面積の合計が二千平方メートル（駐車場整備地区等内の建築物にあつては、三千平方メートル）を超えないもの

四 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第二号に規定する電気通信設備に供する部分の床面積の当該建築物の延べ面積に対する割合が五十パーセント以上で、かつ、延べ面積から当該設備に供する部分の床面積を除いた部分の面積の合計が二千平方メートル（駐車場整備地区等内の建築物にあつては、三千平方メートル）を超えないもの

五 熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第四項に規定する熱供給施設に供する部分の床面積の当該建築物の延べ面積に対する割合が五十パーセント以上で、かつ、延べ面積から当該施設に供する部分の床面積を除いた部分の面積の合計が二千平方メートル（駐車場整備地区等内の建築物にあつては、三千平方メートル）を超えないもの

（平一九、三・平二六、一・平二八、三・令二、一・改正）

（特殊の装置を用いる駐車施設）

第五条 条例第九条第三項に規定する特殊の装置（以下「特殊装置」という。）を用いる駐車施設で、自動車を安全に駐車させ、かつ、円滑に出入りさせることができると市長が認めるものは、駐車場法施行令（昭和三十二年政令第三百四十号。以下「令」という。）第十五条に規定する国土交通大臣が認定した特殊装置を用いた駐車施設であつて、特殊装置と道路との間に、建築基準条例（昭和三十五年宮城県条例第二十四号）第十二条第二項の規定に基づく空地又は自動車の方向転換のための装置を設けた駐車施設とする。

（平一九、三・改正）

（届出）

第六条 条例第十条の規定による届出をしようとする者は、駐車施設附置（変更）届出書に別表第三の上欄に掲げる区分に応じ、同表下欄に掲げる事項を明示した同表中欄に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に定めるもののほか、特に必要と認める図書の提出を求めることができる。

（令二、一・追加、令六、二・改正）

（建築物の敷地以外の場所に係る駐車施設の附置の特例）

第七条 条例第十一条第一項（条例第十二条第七項及び第十六条第七項において読み替えて

準用する場合を含む。次項及び次条第一項において同じ。)の市長の認定を受けることができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合(当該駐車施設が令第二章第一節の規定に適合しない場合を除く。)とする。

- 一 既存の建築物について増築又は大規模な修繕等を行う場合において、当該建築物の構造上駐車施設の設置が不可能であると認められる場合
 - 二 当該建築物の敷地が令第七条第一項に規定する道路の部分、橋及び道路又は陸橋の下以外に自動車の出入口(同項に規定する自動車の出口及び入口をいう。以下同じ。)を設けることができない場合
 - 三 駐車施設の設置のため、自動車の出入口に接する道路について道路法(昭和二十七年法律第八十号)第二十四条の規定による工事を必要とする場合において、道路管理者の承認を受けることができない場合
 - 四 駐車施設の設置のため、自動車の出入口に接する道路について工事を必要とする場合において、道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第七十七条第一項の規定による警察署長の許可を受けることができない場合
 - 五 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項に規定する届出(同法第六条第二項に規定する変更の届出を含む。)に基づき駐車施設を設置する場合
 - 六 自動車の出入口に接する道路が、景観法(平成十六年法律第十号)第六十一条第一項の景観地区として定める宮城野通景観地区内の道路、市道定禅寺通線又は市道青葉通線である場合
 - 七 自動車の出入口に接する道路が、仙台市バリアフリー基本構想に定める生活関連経路である場合
 - 八 歩行者又は自動車等の交通量が多く、交通安全上駐車施設の出入口を設けることが適当でないと認められる場合
 - 九 前各号に定めるもののほか、当該建築物の敷地以外の場所(以下「隔地」という。)に駐車施設を設けることが交通の安全及び円滑化、良好な景観の形成又は土地の有効な利用に資すると市長が認める場合
- 2 条例第十一条第一項の規定により、隔地に駐車施設を設ける場合の当該建築物の敷地から隔地までの距離は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号の定めるところによる。ただし、市長が特に必要と認める場合は、当該各号に掲げる距離を延長することができる。
- 一 条例第四条、第五条、第七条第一項、第十二条第六項及び第十六条第六項の規定により附置しなければならない駐車施設 四百メートル以内

二 条例第六条及び第七条第二項の規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設 五十メートル以内

(平一九、三・平二六、一・平二七、九・改正、令二、一・旧第六条線下・改正)
(隔地特例の認定の申請等)

第八条 条例第十一条第一項の認定(同条第二項後段(条例第十二条第七項及び第十六条第七項において準用する場合を含む。))の変更の認定を含む。以下この条において単に「認定」という。)を受けようとする者は、隔地特例認定(変更)申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第四の上欄に掲げる区分に応じ、同表下欄に掲げる事項を明示した同表中欄に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に定めるもののほか、認定に係る審査のため特に必要と認める図書の提出を求めることができる。

3 市長は、認定をした場合は、隔地特例駐車施設認定通知書に第一項の隔地特例認定(変更)申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

4 市長は、認定をしない場合は、隔地特例駐車施設不認定通知書により、申請者に通知するものとする。

(平一九、三・全改、令二、一・旧第七条線下・改正、令六、二・改正)

(公共交通利用促進措置に係る駐車施設の附置の特例)

第九条 条例第十二条第一項の規定により減ずることができる駐車施設が有すべき駐車台数は、公共交通利用促進措置の内容に応じ、条例第四条、第五条及び第七条第一項の規定により附置しなければならない駐車台数に、市長が別に定める割合を乗じて得た台数(当該台数に一未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた台数)とする。

(令二、一・追加)

(公共交通利用促進措置特例の認定の申請等)

第十条 条例第十二条第二項の認定(次項から第四項までにおいて単に「認定」という。)を受けようとする者は、公共交通利用促進措置特例認定(変更)申請書の正本及び副本に、公共交通利用促進措置計画書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に定めるもののほか、認定に係る審査のため特に必要と認める図書の提出を求めることができる。

3 市長は、認定をした場合は、公共交通利用促進措置特例認定通知書に第一項の公共交通利用促進措置特例認定(変更)申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

- 4 市長は、認定をしない場合は、公共交通利用促進措置特例不認定通知書により、申請者に通知するものとする。
- 5 条例第十二条第三項の規定により届出をしようとする者は、公共交通利用促進措置廃止届出書を市長に提出しなければならない。
- 6 条例第十二条第四項の規定により報告をしようとする者は、公共交通利用促進措置報告書を毎年度一回、市長が指定する時期までに提出しなければならない。

(令二、一・追加)

(駐車施設の表示)

第十一条 条例第十四条の駐車施設の所有者又は管理者は、条例第九条第二項の車椅子利用者のための駐車施設又は同条第四項の荷さばきのための駐車施設であることを見やすい方法により表示するよう努めなければならない。

(平一九、三・全改、令二、一・旧第八条線下・改正)

(既存駐車施設の規模の特例)

第十二条 条例第十五条の規定により届出をしようとする者は、既存駐車施設特例届出書に別表第三の上欄に掲げる区分に応じ、同表下欄に掲げる事項を明示した同表中欄に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に定めるもののほか、特に必要と認める書類の提出を求めることができる。

(令二、一・追加、令六、二・改正)

第十三条 条例第十六条第一項の規定により減ずることができる駐車施設が有すべき駐車台数は、公共交通利用促進措置の内容に応じ、同項の所有者又は管理者が当該建築物を新築したものとみなして条例第四条又は第五条の規定を適用した場合に附置しなければならない駐車台数に、市長が別に定める割合を乗じて得た台数(当該台数に一未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた台数)とする。

- 2 第十条第一項から第四項までの規定は条例第十六条第二項の認定を受けようとする者について、第十条第五項の規定は条例第十六条第三項の規定により届出をしようとする者について、第十条第六項の規定は条例第十六条第四項の規定により報告しようとする者について、それぞれ準用する。この場合において、第十条第一項中「条例第十二条第二項の認定(次項から第四項までにおいて単に「認定」という。)を受けようとする者」とあるのは、「条例第十六条第二項の認定(第十三条第二項において準用する次項から第四項までにおいて単に「認定」という。)を受けようとする者」と読み替えるものとする。

(令二、一・追加)

(身分証明書)

第十四条 条例第十七条第二項に規定する職員の身分を示す証明書は、別記様式による。

(平一九、三・改正、令二、一・旧第九条繰下・改正)

(実施細目)

第十五条 この規則の実施細目は、都市整備局長が定める。

(令二、一・旧第十条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十三年九月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の第四条、第五条、第六条及び第七条の規定は、この規則の施行の日以後に建築主事に対する確認の申請、指定確認検査機関による確認の引受け又は建築主事に対する通知が行われる建築物について適用し、同日前に建築主事に対する確認の申請、指定確認検査機関による確認の引受け又は建築主事に対する通知が行われた建築物については、なお従前の例による。

附 則 (平一八、七・改正)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平一九、三・改正)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第六条及び第七条の規定は、この規則の施行の日以後に建築主事に対する確認の申請、指定確認検査機関による確認の引受け又は建築主事に対する通知が行われる建築物について適用し、同日前に建築主事に対する確認の申請、指定確認検査機関による確認の引受け又は建築主事に対する通知が行われた建築物については、なお従前の例による。

附 則 (平二六、一・改正)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平二七、九・改正)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、平成二十七年九月十九日から施行する。

附 則 (平二八、三・改正)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（令二、一・改正）

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令六、二・改正）

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

別表第一（第三条関係）

（平一九、三・追加、平二七、九・改正）

区域	
青葉区	中央一丁目の一部
宮城野区	車町、榴岡一丁目、榴岡二丁目、榴岡三丁目、榴岡四丁目、鉄砲町中、鉄砲町西及び鉄砲町東の全部並びに小田原牛小屋丁、小田原金剛院丁、小田原清水沼通、小田原大行院丁、小田原広丁、小田原山本丁、小田原弓ノ町、花京院通、五輪一丁目、榴ヶ岡、榴岡五丁目、鉄砲町、名掛丁、二十人町、二十人町通、東六番丁、元寺小路及び原町南目の各一部
若林区	新寺二丁目の全部並びに新寺一丁目及び新寺五丁目の各一部

別表第二（第三条関係）

（平一八、七・改正、平一九、三・旧別表第一繰下・改正、平二六、一・改正）

区域	
青葉区	梅田町、小田原四丁目、小田原五丁目、片平二丁目、木町、米ヶ袋二丁目、米ヶ袋三丁目及び星陵町の全部並びに青葉町、五橋二丁目、大手町、小田原六丁目、小田原七丁目、小田原八丁目、柏木一丁目、柏木二丁目、柏木三丁目、片平一丁目、花壇、上杉四丁目、上杉五丁目、上杉六丁目、北山一丁目、木町通二丁目、国見二丁目、国見三丁目、米ヶ袋一丁目、桜ヶ丘公園、子平町、昭和町、台原二丁目、土樋一丁目、堤通雨宮町、堤町一丁目、堤町二丁目、堤町三丁目、角五郎一丁目、角五郎二丁目、通町一丁目、通町二丁目、中江一丁目、中江二丁目、新坂町、錦町二丁目、八幡一丁目、八幡二丁目、八幡三丁目、八幡四丁目、八幡五丁目、広瀬町、福沢町、宮町一丁目、宮町二丁目、宮町三丁目、宮町四丁目及び宮町五丁目の各一部
宮城野区	扇町二丁目、扇町三丁目、扇町四丁目、扇町五丁目、大槻、小田原三丁目、清水沼一丁目、清水沼二丁目、清水沼三丁目、苦竹三丁目、苦竹四丁目、原町四丁目、原町五丁目、日の出町二丁目及び日の出町三丁目の全部並びに銀杏町、扇町一丁

	目、扇町六丁目、扇町七丁目、小田原一丁目、小田原二丁目、五輪二丁目、幸町二丁目、幸町三丁目、幸町四丁目、幸町五丁目、新田一丁目、新田五丁目、燕沢一丁目、苦竹一丁目、苦竹二丁目、原町一丁目、原町二丁目、原町三丁目、原町六丁目、東仙台一丁目、東仙台二丁目、東仙台三丁目、東仙台四丁目、東仙台五丁目、東仙台七丁目、日の出町一丁目、福田町四丁目、福田町南一丁目、平成一丁目、平成二丁目、松岡町、南目館、宮城野二丁目、宮城野三丁目及び原町苦竹の各一部
若林区	石垣町、裏柴田町、表柴田町、木ノ下四丁目、樫木通、五十人町、新弓ノ町、西新丁、八軒小路、東九番丁、文化町、南石切町、南染師町、元茶畑、弓ノ町及び六十人町の全部並びに荒町、石名坂、卸町四丁目、木ノ下一丁目、木ノ下二丁目、木ノ下三丁目、穀町、三百人町、白萩町、志波町、新寺四丁目、畳屋丁、土樋、成田町、二軒茶屋、東新丁、東八番丁、舟丁、古城一丁目、保春院前丁、南鍛冶町、南材木町、連坊小路、連坊二丁目及び南小泉の各一部
太白区	郡山二丁目、郡山六丁目及び長町二丁目の全部並びにあすと長町三丁目、あすと長町四丁目、大野田二丁目、郡山一丁目、郡山三丁目、諏訪町、太子堂、長町四丁目、長町六丁目、長町南一丁目、根岸町及び八本松二丁目の各一部

別表第三（第六条、第十二条関係）

（令二、一・追加、令六、二・改正）

区分	図書の種類	明示すべき事項
駐車施設	配置図	縮尺、方位、規模、駐車施設内外の自動車の車路の位置及び幅員並びに敷地の接する道路の位置及び幅員
	各階平面図	縮尺、方位、間取、規模並びに駐車施設内外の自動車の車路の位置及び幅員
	台数算定表	有すべき駐車台数
駐車施設を附置すべき建築物	付近見取図	方位、道路、目標となる地物及び建築物の位置
	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項又は第六条の二第一項の確認済	建築基準関係規定に適合することにつき建築主事若しくは建築副主事又は指定確認検査機関により確認を受けたこと

	証（同法第十八条第三項の確認済証を含む。）の写し	
--	--------------------------	--

別表第四（第八条関係）

（平一九、三・旧別表第二繰下・改正、令二、一・旧別表第三繰下・改正）

区分	図書の種類	明示すべき事項
駐車施設	付近見取図	方位、道路、目標となる地物及び駐車施設の位置並びに駐車施設を附置すべき建築物との距離
	配置図	縮尺、方位、規模、駐車施設内外の自動車の車路の位置及び幅員、申請に係る駐車施設と他の駐車施設との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員
	各階平面図	縮尺、方位、間取、規模並びに駐車施設内外の自動車の車路の位置及び幅員
	使用承諾、権利関係等に関する図書	駐車施設の使用承諾書及び権利関係を証する図書
	荷さばきのための駐車施設に関する図書	荷さばきのための駐車施設から当該建築物の敷地への荷物の運搬方法及び安全対策の計画に関する図書
駐車施設を附置すべき建築物	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、届出に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員
	各階平面図	縮尺、方位、間取及び各室の用途

別記様式(第14条関係)

(表)

第 号	身分証明書
所 属	
職 名	
氏 名	
生年月日	
上記の者は、建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例第13条第2項の規定により駐車施設の立入検査を行う者であることを証明する。	
年 月 日	仙台市長 印

9.1cm

5.5cm

(裏)

仙台市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例(抄)

(立入検査)

第13条 市長は、この条例の規定を施行するため必要な限度において、建築物若しくは駐車施設の所有者若しくは管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員をして建築物若しくは駐車施設に立ち入り、検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

別記様式（第14条関係）

（平19， 3・全改， 令2， 1・改正）